

米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議および調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
 - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
 - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体
 - (3) 住民または利用者の代表者
 - (4) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (5) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項に掲げる部会の会議のうち、次に掲げる軽微な事案については部会の会議を開催しないものとする。
 - (1) 均一運賃およびキロ制運賃を適用する路線において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年2月18日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。